

水道事業の統合に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和7年12月25日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市条例第35号

水道事業の統合に伴う関係条例の整備に関する条例

(鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の廃止)

第1条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年鴨川市条例第143号)
- (2) 鴨川市水道事業の設置等に関する条例(平成17年鴨川市条例第144号)
- (3) 鴨川市水道事業給水条例(平成17年鴨川市条例第146号)
(鴨川市職員定数条例の一部改正)

第2条 鴨川市職員定数条例(平成17年鴨川市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び企業職の職員」を削る。

第2条第7号を削る。

(鴨川市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第3条 鴨川市職員の定年等に関する条例(平成17年鴨川市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第6条中「及び鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年鴨川市条例第143号)第4条」を削る。

(鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年鴨川市条例第37号)の一部を次のように改正する。

別表第3水道事業運営委員会の委員の項を削る。

(鴨川市情報公開条例等の一部改正)

第5条 次に掲げる条例の規定中「(水道事業管理者の権限を行う市長を含む。)」を削る。

- (1) 鴨川市情報公開条例(平成18年鴨川市条例第6号)第2条第1項
- (2) 鴨川市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年鴨川市条例第4号)第12条第2項第3号
- (3) 鴨川市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年鴨川市条例第5号)第2条第1項

(鴨川市附属機関設置条例の一部改正)

第6条 鴨川市附属機関設置条例(平成31年鴨川市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条」を削る。

第2条第1項中「(水道事業管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。)」を削る。

別表1市長の附属機関の表鴨川市水道事業運営委員会の項を削る。

(鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第7条 鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和2年鴨川市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、地方公務員法」を「並びに地方公務員法」に改め、「並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項」を削る。

第9条を削り、第10条を第9条とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。